

「浜名湖れんが館」で物品販売等を行う方へ

この度は、「浜名湖れんが館」をご利用いただき、ありがとうございます。
多くの来場者に気持ちよくお使いいただくために、物品販売等の行為を行う場合には、以下の事項を遵守するようお願いいたします。

1. 事業者は、会社名または屋号（個人の事業者にあつては代表者の氏名）を会場内に掲示して、来場者が販売責任者等を確認できるようにしてください。
2. 販売中は誰でも自由に入出りできるように扉を開けてください。
3. 格安な商品の販売のみを掲載したいいわゆる「おとり広告」の類や引換券等を配布し、高額な商品を販売する目的を隠して、客を誘引することのないようにしてください。
4. 極めて数の少ない「おとり商品」を掲載した広告で、客を誘引することのないようにしてください。
5. 状況に応じて職員が巡回、監視する場合があります。
6. 以上のほか、特定商取引に関する法律等関係法令に抵触するおそれが認められる場合には、当施設の利用許可を即時取消す場合があります。
また、その内容は、必要に応じ、申込者の承諾なく警察または県民生活センターに通報することがあります。